

那覇市指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定等に関する要綱

平成 25 年 3 月 29 日 健康福祉部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定等について、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の申請等)

第 2 条 省令第 57 条第 1 項の規定による指定の申請は、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定(変更)申請書(病院又は診療所)(様式 1 - (1))によるものとする。

2 省令第 57 条第 2 項の規定による指定の申請は、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(薬局)(様式 1 - (2))によるものとする。

3 省令第 57 条第 3 項の規定による指定の申請は、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(指定訪問看護事業者等)(様式 1 - (3))によるものとする。

4 市長は、前 3 項の申請に対し、指定を行うことを決定したときは指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定通知書(様式 2-(1))により、指定を行わないことを決定したときはその旨を記した書面(様式 2-(2))により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の審査)

第 3 条 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)(薬局を除く)の指定にあたっては、那覇市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の意見を聴いて行うものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の更新)

第 4 条 法第 60 条第 1 項の規定による指定の更新に係る申請は、病院又は診療所にあつては指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定更新申請書

(病院又は診療所)(様式 3-(1))、薬局にあつては指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定更新申請書(薬局)(様式 3-(2))、指定訪問看護事業者等にあつては指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定更新申請書(指定訪問看護事業者等)(様式 3-(3))によるものとする。

- 2 市長は、前項の申請に対し、指定の更新を行うことを決定したときは指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)更新通知書(様式 4-(1))により、指定の更新を行わないことを決定したときはその旨を記した書面(様式 4-(2))により当該申請を行った者に通知するものとする。

(指定自立支援医療機関の変更の届出)

- 第 5 条 法第 64 条の規定による変更の届出は、病院又は診療所にあつては指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)変更届出書(病院又は診療所)(様式 5-(1))、薬局にあつては指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)変更届出書(薬局)(様式 5-(2))、指定訪問看護事業者等にあつては指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)変更届出書(指定訪問看護事業者等)(様式 5-(3))によるものとする。

- 2 省令第 57 条第 1 項第 5 号に規定する事項の変更の申請は、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定(変更)申請書(病院又は診療所)(様式 1-(1))によるものとする。

- 3 市長は、前項の申請に対し届出事項の変更を行うことを決定したときは指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)変更決定通知書(様式 6-(1))により、届出事項の変更を行わないことを決定したときはその旨を記した書面(様式 6-(2))により当該申請を行った者に通知するものとする。

(指定自立支援医療機関の休止等)

- 第 6 条 省令第 63 条の規定による休止等の医療機関による届出は、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)休止(廃止・再開)届出書(様式 7)によるものとする。

(指定自立支援医療機関の辞退)

- 第 7 条 法第 65 条の規定により指定自立支援医療機関がその指定を辞退しようとするときは、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)辞退届出書(様式 8)を市長に提出するものとする。

(指定自立支援医療機関の公示)

第 8 条 法第 69 条の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定自立支援医療機関の名称及び所在地
- (2) 自立支援医療の種類
- (3) 担当する医療の種類
- (4) 指定等の年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。